

令和8年度 多治見市会計年度任用職員（女性相談支援員）募集要項

1 職種・募集人数

女性相談支援員 1人

2 勤務条件

勤務条件は、法令及び多治見市の例規類に定めるもののほか、次によります。

(1) 任用期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※人事評価をもとに再任の可能性あり

(2) 勤務日：月～金曜日（土、日、祝日除く）

(3) 勤務時間：月～金曜日の午前9時から午後4時

（休憩時間〔正午～午後1時〕を除く）

(4) 報酬月額：214,505円（現時点の見込み金額です。）

ア 期末手当・勤勉手当（合計2.45月分/年）支給予定※在籍期間により減額あり。

イ 通勤距離が片道2km以上の場合は、通勤手当相当額の加算あり。

ウ マイカー通勤の場合は、駐車場の確保及び駐車料金は自己負担。

エ 社会保険及び雇用保険に加入

(5) 勤務場所：多治見市役所駅北庁舎 こども健康部こども家庭課

(6) 職務内容

ア 困難な問題を抱える女性に対する各種相談支援（DV、離婚、養育等）

イ 相談業務に関する事務（支援計画作成、会議資料作成、調査・報告書作成等）

(7) 休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始

(8) その他

業務によっては、上記（2）、（3）に記載に限らず時間外や土曜日、日曜日、祝日の勤務が発生する場合があります。

職務に支障をきたさない範囲（兼業とあわせて週40時間を下回る範囲程度）での兼業を希望される場合はご相談ください。

3 応募条件

(1) 地方自治体で、女性相談業務または母子父子自立支援員業務に従事した経験が1年以上の方を優遇。また、専門相談員として準ずる経験や知識を有する方

(2) 普通自動車運転免許を取得し運転できること

(3) パソコンを使って資料が作成できること

※社会福祉士、児童福祉司等、その他有資格者は採用上考慮します。

4 申込方法

次の要領により、「申込書」及び「実務経験申告書」を受付時間内までにこども家

庭課窓口を持参、または【(6) 郵送申込の宛先】に郵送（書留又は簡易書留）してください。※申込期限必着

なお、「申込書」及び「実務経験書申告書」への記入は手書きとしてください（ワープロ不可）。

- (1) 申込書及び実務経験申告書：多治見市公式ホームページのこども家庭課のページからダウンロード
- (2) 提出書類：申込書、実務経験申告書、資格を取得している場合はその写し
- (3) 募集窓口：多治見市役所駅北庁舎3階 こども家庭課
- (4) 申込期限：令和8年2月13日（金）必着
- (5) 受付時間：午前8時30分～午後5時15分 ※平日開庁日のみ
- (6) 郵送申込の宛先

〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町1-233

こども健康部こども家庭課 担当 三宅・渡邊

※封筒のおもてに「女性相談支援員会計年度任用職員申込」と朱書き

5 採用方法

- (1) 申込書類により一次選考。一次選考の合格者に対し面談を行い、採用候補者を決定します。
- (2) 面接試験は、令和8年3月13日（金）を予定。
- (3) 採否については文書で通知します。
- (4) 提出された申込用紙は、採否に関わらず返却いたしません。

6 問合せ先

多治見市こども健康部こども家庭課 担当 三宅・渡邊

電話 0572-23-5609